

平成 24 年度 地域産品・観光おこし促進支援事業実施要綱

1 趣 旨

財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、できるだけ多くの地方公共団体等に対して、各地域産品や観光資源、地域イベント等をPRするためのイベントスペースを無料で提供することで、地域に対する首都圏の住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源に対するニーズを地方公共団体等に把握してもらい、各地域で行われている特産品開発や観光おこし等の活動の促進を支援する。

2 対象とするイベント

(1) 主催団体

イベントの主催団体は、地方公共団体、物産・観光協会（連盟）、広域行政事務組合及びそれらが複数で構成する団体（実行委員会形式を含む。）であること。

(2) イベントの目的

地域産品、観光資源、地域イベント等をPRすることにより、地域に対する首都圏住民の理解と認識を深めるとともに、地域資源等に対するニーズや評価を把握し、今後の特産品開発や観光おこしに反映させることを目的としていること。

(3) 利用日数

1 団体につき、2 日間を基準とする。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）。

3 イベント会場及び利用期間

〔会場〕 日本橋プラザビル イベントスペース（屋外）

（東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル1階 南広場）

〔期間〕 日本橋プラザ株式会社が認める期間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

4 申請手続き

(1) 利用希望の申込

イベントスペースの利用を希望する地方公共団体等は、応募を1 団体につき1 回とし日本橋イベントスペース利用申込書（様式1）を平成24年2月1日から平成24年2月22日までにセンターに提出するものとする。

(2) 利用決定

センターは日本橋プラザ株式会社と利用期間を調整した後、地域バランス、過去の利用状況等を総合的に判断しイベントスペースの利用団体を決定する。

イベントスペースの利用が決定した主催団体には、日本橋イベントスペース利用決定通知書（様式2）と併せて地域産品・観光おこし促進支援事業運営の手引きを送付する。

(3) イベント実施の申請

イベントスペースの利用の決定を受けた主催団体は、地域産品・観光おこし促進支援事業申請書（様式3）及び関係官署への届出書類を、イベント実施の4週間前までにセンターあて各2部提出するものとする。

5 イベントの開催

(1) 主催団体の責任

イベントの開催及びそれに伴う手続き等については、主催団体が責任を持って行うとともに、次の事項を遵守することとする。

- ① センター、日本橋プラザ株式会社及び日本橋プラザビル管理事務所の指示に従うこと
- ② 日本橋プラザビル並びにその周辺の環境、景観等を害さないこと

(2) 費用の負担等

イベントの開催に伴う会場使用料はセンターが負担し、イベントに必要な基本的な機材は、センターが無償で提供する。

ただし、展示物等の搬入・搬出に係る経費は、主催団体が負担する。

6 実績報告

主催団体は、イベント終了後、2週間以内に地域産品・観光おこし促進支援事業実績報告書（様式4）をセンターに提出すること。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

*各種届出の様式等は「当センターのHP (<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/>)」の「日本橋イベントスペース」のサイトを参照して下さい。